

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標6 社会環境の整備

基本方策⑬ 情報化社会への対応

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、スマートフォンの所有率は、小学生 27.0%、中学生 51.7%、高校生 94.8%と増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。最近では、「リベンジポルノ」³⁰や「自画撮り被害」³¹などの増加が問題となっています。

さらに、いわゆる「ネット依存」の問題や、インターネット上での「ネットいじめ」の問題も深刻化しています。「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省)によるとインターネットの 1 日当たりの利用時間が 2 時間以上の児童生徒の割合は、小学校 6 年生で 12.8%、中学校 3 年生で 34.1%となっています。

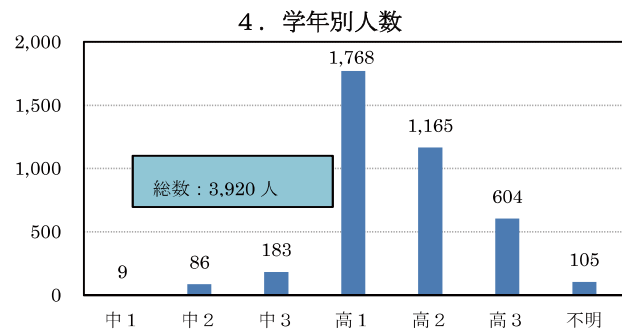
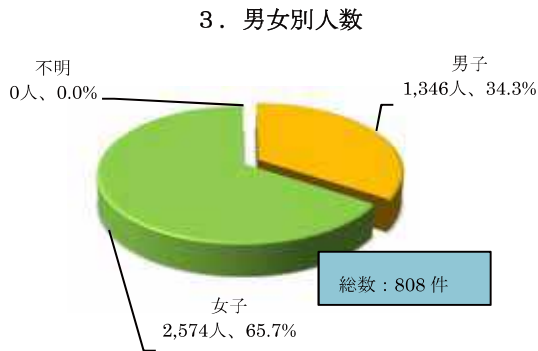
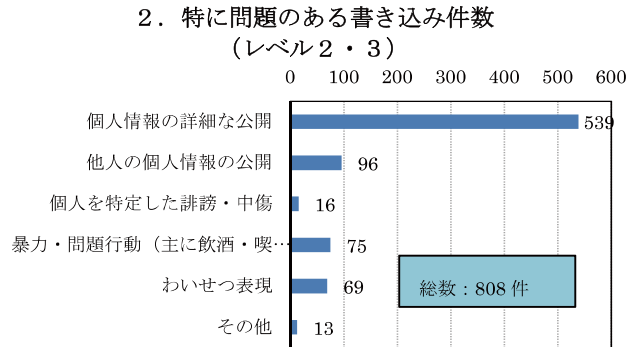
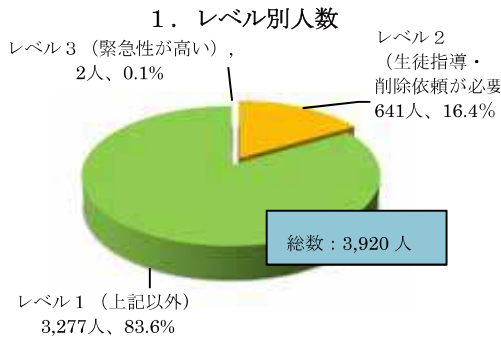
県では、平成 23 年度から青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)を実施していますが、平成 28 年度における問題のある書き込み総数は 3,920 人で、依然高い水準にあります。

このため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進める必要があります。

³⁰ リベンジポルノ：恨みなどから元交際相手などの性的な画像を、ネット上に流出させること。

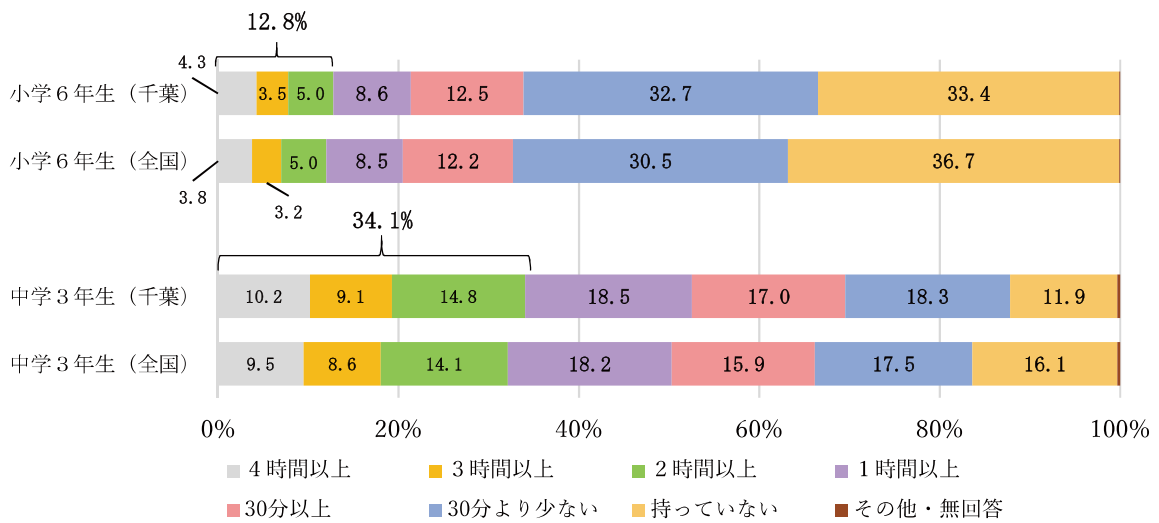
³¹ 自画撮り被害：中学生・高校生を中心に、だまされたり、脅かされたりして、児童が自分の裸体等を撮影させられ、メール等で送られる被害。

平成28年度ネットパトロール実施結果



出典：千葉県環境生活部県民生活・文化課「平成28年度青少年ネット被害防止事業（ネットパトロール）の実施結果について」

青少年のインターネット1日当たり利用時間（千葉県・全国）



出典：平成29年度全国学力・学習状況調査〔文部科学省〕

【主な施策の方向性】

(1) スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進（県民生活・文化課、くらし安全推進課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・ インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、ネットパトロール³²を行います。
- ・ 子ども・若者に身近な市町村や学校等に対して、ネットパトロールの実施を働きかけ、地域全体で見守る体制づくりを推進します。
- ・ 子どもや若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

(2) インターネット適正利用に向けた広報啓発（県民生活・文化課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・ ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、インターネットの適正利用に関する講演を行います。
- ・ インターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し、普及・啓発を図ります。

(3) 情報教育の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身につけるための取組を進めます。
- ・ 情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるネット依存等の未然防止を図ります。



³² ネットパトロール：県内の全ての中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等を対象とし、インターネット上のSNS等における青少年の問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行う。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[地域におけるネット被害防止対策] 青少年のネット被害防止対策（ネットパトロール）を実施している市町村数	4市町村 (H28)	12市町村 以上

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年ネット被害防止対策事業	インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から青少年を守るため、県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、問題のある書き込みの監視（ネットパトロール）を実施する。 また、フィルタリングの利用などインターネットの適正利用に係る普及啓発を行うため、学校や関係機関の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした講演を実施する。（県民生活・文化課）
サイバー犯罪対策の推進	県内の学校等教育機関を対象としたネット安全教室を開催し、インターネットを利用する上での規範意識の向上や、情報セキュリティ対策に関する知識の向上を図る。（警察本部サイバー犯罪対策課）
情報教育の充実	学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、提供しているサービスの充実を図る。また、コンピュータを利用した授業のあり方について研究を進め、情報教育を推進する。（教育庁学習指導課）



インターネット適正利用啓発講演